

令和8年9月以降の浜松市における「休日の部活動の地域移行」イメージ図

平日

◎平日の学校部活動は継続

学校部活動

その学校の
生徒が参加

【位置付け】学校教育の一環

指導者 教員・部活動指導員 ※外部指導者の参加は可能

場所 在籍する学校及び近隣施設

費用 用具・交通費等の実費

補償 災害共済給付

○学校部活動として大会に参加することは可能



【基本理念】浜松市は、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現（持続可能な活動環境の構築）を目指します。



生徒が自由に活動を選択できます



平日

学校部活動

自由な時間

休日

地域クラブ活動
（部活動指導員による学校部活動）

自由な時間



休日

◎休日は「地域クラブ活動」へ移行

（体制が整わない場合は、「部活動指導員による学校部活動」を経て地域クラブ活動へ移行）



地域クラブ活動

どの学校の生徒
でも参加可能

【位置付け】社会教育の一環

運営団体
実施主体 中学校地域クラブ、スポーツ協会加盟団体、
NPO法人、吹奏楽連盟加盟団体、
総合型地域スポーツ・文化クラブ、
民間事業者 等

指導者 地域住民、指導を希望する教員（兼職兼業等）、
運営団体・実施主体が派遣する指導者 等

場所 学校施設、公共のスポーツ・文化施設、社会教育施設、
地域団体・民間事業者等が有する施設 等

費用 会費、用具代、交通費 等

補償 各種保険 等



学校部活動

その学校の
生徒が参加

指導者 部活動指導員 ※外部指導者の参加は可能

場所 在籍する学校及び近隣施設

費用 用具・交通費等の実費

補償 災害共済給付



○部活動指導員は、単独の指導・引率が可能な市の会計年度任用職員

中学校は、学校運営協議会等で
「休日の部活動の地域移行のあり
方」について継続的に協議する。



浜松市
中学校部活動



スポーツ庁・文化庁
ガイドライン